

令和6年度（2024年度）熊本県社会福祉審議会 議事概要

日 時 令和6年（2024年）12月11日（水）14:00～15:40

場 所 熊本県防災センター201 会議室

出席委員 井上委員、岩見委員、上村委員、梅田委員、江上委員、金和委員、川畑委員、川原委員、菊住委員、倉田委員、坂本(公)委員、坂本(不)委員、高島(和)委員、高島(幸)委員、竹田委員、椿委員、寺田委員、掃本委員、黒木臨時委員

欠席委員 石本委員、伊藤委員、武元委員、永野委員、城野臨時委員

○議題（1）専門分科会等の開催状況等について

【各分科会・部会長・事務局 説明（資料1）】

（質疑応答）

● 坂本（不）委員

身体障害者福祉専門分科会審査部会における身体障害者手帳の障害認定の適否について、33件中1件しか適当でないとのことですが、どういう事情がありますか。

● 掃本委員

審査部会に諮る前に、委員会において審査を行い、ほとんどの事例は適当とされており、難しい症例が本審査部会に上がってきている状況です。

● 高島（幸）委員

民生委員定数条例の一部改正について、今回8市町で定数増を予定しているとのことですが、現在、民生委員の定数に対して欠員が生じている市町村がいくつかあります。

今回の8市町の中でも、例えば八代市は1人増員予定ですが、現在でも10人の欠員が生じています。

市町の意見もあるのですが、そのような状況の中での定数増には、どういう事情がありますか。

● 健康福祉政策課

民生委員に関しては全国的にもなり手不足という状況で、本県でも、前回の一斉改選直後の充足率は94～95%程度で、数人の欠員が生じているところです。

なお、この充足率は全国的には高い方であり、九州でも2番目程度の充足状況です。

また、一斉改選後も、随時補充しており、現時点では97%となっています。

今回増員を予定している市町については、なり手が少ない中、一人が抱えるケースに遠方の方が多かったり、数そのものが多かったりで、民生委員がパンクしてしまうという話がありました。また、定数を増やした場合の充足の可能性も市町に確認を行った上で今回の改正案を作成しています。

その他の市町村もしっかり充足に向けて努めていくということですが、なり手が少ない中で、定員改正により充足が見込まれる場合には、できるだけ市町村の意向を尊重して前向きに検討を行ったところです。

- 倉田委員

里親の申請に関して、養育里親、養子縁組里親の認定が資料にあります。親族里親は、どういう状況ですか。

また、保育所の設置認可について、新設の保育所が3件認められていますが、少子化の中で待機児童等の問題も地域的には大分解消され、施設についても、足り過ぎている地域が生じていると伺っています。このような地域の状況を踏まえてもなお、今回3件の新設が認められたのは、充足率や定員の関係などどういう事情がありますか。

- 子ども家庭福祉課

親族里親については、今年（令和6年）3月31日時点での登録数は9世帯であり、そのうち8世帯が受託されているため、9割近くの受託という状況です。

- 子ども未来課

保育所の新設認可について、今回の新設保育所は全て益城町にあります。

益城町の人口が増えているなか、従前の小規模な保育事業所を、認可保育園に移行し、規模を大きくするというものです。

また、県北の一部地域でも人口が増えているところがあり、その中で、各市町村が保育の量の見込みを出し、出生したこどもの年次推移等を踏まえつつ、保育の受け皿の必要量を定める計画に沿って、新設等の認可を判断しています。

- 竹田委員

身体障害者福祉専門分科会審査部会における諮問事項等の件数について、熊本市の件数は含まれていますか。

- 掃本委員

県では熊本市以外を扱っており、件数に熊本市分は含まれていません。

- 障がい者支援課

県では熊本市分の件数について把握していません。

○議題（２）くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の策定について

○議題（３）こどもまんなか熊本・実現計画の策定について

【事務局 説明（資料２～３-２）】

● 川畑委員

こどもまんなか熊本実現計画について、検討を行っている委員はどういった委員で構成されていますか。

● 子ども未来課

保護者、市町村長、事業主側の方、労働者側の方、保育園や幼稚園等に従事している方、学識経験者の総勢18名で構成しています。

● 川畑委員

数値目標では、「将来の夢や目標を持っていると答えた児童、生徒の割合」を増やすとしているが、現状はこの数値は減少しているということを踏まえた上で、なお、この割合を増やしたいと考えていますか。

● 子ども未来課

この割合について、現状は小学校で6割、中学校で4割弱となっていますが、こども・若者がキラキラ輝くということに対応する非常に重要な指標であると考えており、今後の施策を通じて今後引き上げていきたいと考えています。

● 川畑委員

委員の人選について、できれば本当にこどものことを考えて活動されている方を選んで欲しいと思います。

● 金和委員

こどもに関する主なことは、国では、厚生労働省・文部科学省・こども家庭庁等になると思います。

特に障がい児については、多くの省庁で関わりを持っていただいています。

県での横断的な対応というときに、教育関係と福祉関係はどのように繋がっていますか。

また、児童福祉法上に第2種社会福祉事業として、児童育成支援拠点事業というものがあり、当法人も玉名市から受託しています。

市町村からの見学が多く、各地域で、児童育成支援拠点事業のようなものを実施しようとしている市町村が増えてきているように感じるが、県としてはこの事業を推進しているのか、県の立ち位置を教えてください。

● 子ども未来課

国では様々な省庁にまたがっているなか、こども家庭庁が音頭を取って対応しています。

県では、「こどもまんなか熊本」推進本部という知事を本部長とする全庁横断的な組織があり、教育委員会も入っています。

今、有識者会議等を中心に審議をしつつ、子育て当事者など様々な方のご意見をよく伺った上で、計画案を詰めています。最終的には教育委員会も含めた推進本部で決めることとなり、全庁的に計画内容を共有して取り組んでいきたいと思っています。

● 子ども家庭福祉課

児童育成支援拠点事業については、令和5年度に県内の5市町村で実施されています。

今年度はさらに9市町村で実施を開始しており、少し増えている状況です。

事業内容としては、家庭や学校に居場所がないこどもを受け入れて、学習指導や生活支援などを行っています。

本事業は、要保護児童になることを未然に防ぐという意味合いもあり、予防的な事業として取り組んでいます。各市町村にも今後取り組んでいただきたいと考えています。

● 金和委員

教育でも、不登校がどんどん増えていることで、色々な計画を立て、ひきこもりなどに繋がらないようにする対策もされているため、対応がばらばらにならないようにと思います。

● 黒木委員

数値目標として「子育てができる、したいと思える環境が整っていると感じている県民の割合」が示されていますが、これに関連して、高齢者福祉専門分科会が出た意見を紹介させていただきます。

介護人材等の確保が深刻になっているのは、県内でも人口減少地域です。そういう地域では、例えば医療面において急性期の医療を守れない等の状況が、若年人口の流出により拍車をかけており、自治体存続の危機にも繋がるのではないかと非常に強い危機感を持たれている委員もいます。

介護人材確保の側面からも、子育てができる、したいと思える環境が、市町村レベルで整っていくためには、医療面等の充実も必要との意見が出ていることを紹介します。

● 坂本（公）委員

計画に関する基本的な方針の中に「こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする」とありますが、こどもや子育て家庭の当事者に加えて、支援する人も幸せになるようにという観点が入っているのは大事なことだと思います。

例えば保育士など、そういう人たちが笑顔で接することができるようになるためには、心身ともに健康で経済的にある程度余裕もないと笑顔になれないのではないかと思います。処遇改善や、配置基準の見直し等、現場の負担軽減等が必要になってくると思います。計画には、国への制度改正要望も入っているため、しっかり働きかけをしていただき、いい人材が確保できれば、またそれが子育て支援に繋がっていく、好循環が生まれてくるのではないかと思います。そこをしっかりとお願いします。

また、こども誰でも通園制度の知見共有が入っていますが、これは、熊本市がモデル的に取り組んでいると思います。熊本市から課題等を聞いていれば教えていただきたいと思います。

● 子ども未来課

処遇改善や配置基準の見直し等は、既に経済対策等でも一定の措置が取られ、法令の改正等もあっていますが、より一層の充実が図られるように、引き続き国へ要望していきます。

こども誰でも通園制度については、先週末、県内で関心を持たれている市町村にも参加していただき、取組内容やその課題等について、熊本市から話を伺ったところです。

また、こども誰でも通園制度を行っている園の方にも参加いただき、話を伺いました。その中では、誰でも通園制度の理念についての浸透が難しいという話や、一時預かり事業と、こども誰でも通園制度の違いをどのように整理していくかという話がありました。

このような共有の場を経て、今後の展開につながっていくようにしていきたいと思っています。

● 高島（幸）委員

くまもと新時代共創総合戦略において、「人生100年時代の充実に向けた体制づくり」に関する指標は「日常生活動作が自立している期間の平均」になると思いますが、この期間は現状どの程度で、それをどのくらい伸ばしたいのかなど、具体的に教えていただきたいと思います。

● 認知症施策・地域ケア推進課

「日常生活動作が自立している期間の平均」は、要介護2以上の不健康期間を寿命から除いたもので、現状は、男性が79.9歳、女性が84.2歳となっています。

これを期間の最終年度の2027年度までに、男性を80.4歳、女性を85.0歳まで引き上げたいと考えています。

○議題（4）熊本県社会的養育推進計画の改定（中間見直し）について

○議題（5）熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画について

【事務局 説明（資料4-1～5-2）】

（質疑応答）

● 川畑委員

熊本県社会的養育推進計画改定案について、里親を増やす予定は、とてもいいことだと思いますが、増やす上で質の問題も出てくるのではないかと思いますので、質にはこだわって継続して努力していただきたいと思います。

● 金和委員

虐待やその他要保護児童を発見する人は、市町村や生活保護のケースワーカー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が考えられます。

児童相談所、児童家庭支援センター、市町村の3層構造というものがありますが、研修システムはあるのでしょうか。

児童相談所の職員の質を上げていくことも必要であり、児童家庭支援センターや市町村、スクールソーシャルワーカーや生活保護ケースワーカー、その他学校の先生など多くの人に関わるため、誰かがリードを取ってうまくいく場合とうまくいかない場合があると思います。まずは、3層構造の中で研修システムは、どんなふうになっているのでしょうか。

● 子ども家庭福祉課

職員の質を担保するための研修の充実について、初めて児童福祉司業務を担当する職員等もいますので、県外の研修を受講してもらうとか、所内での研修等も実施しています。そのような研修をより充実していく取組を進めていきたいと考えています。

● 金和委員

児童相談所の中だけでなく、児童家庭支援センターや市町村はどのように底上げしていくのか、または、それぞれがやることなのかを知りたいです。

- 子ども家庭福祉課

児童福祉司の研修には、市町村の職員にも参加いただいています。

- 金和委員

児童家庭支援センターの方々は参加義務がありますか、それとも、参加したい人が参加すればいいという形ですか。

- 子ども家庭福祉課

各市町村の要保護児童対策地域協議会の担当職員に対して、年度当初に参加を募り、児童福祉司の初任者研修等に参加いただいています。

そういったところで児童相談所職員の質の担保、市町村職員の質の向上に取り組んでいるところです。

また、市町村と児童家庭支援センター、児童相談所職員の連携も必要になるため、年1回集合し、地域ごとに分かれてグループワークを行う等の研修を実施しています。

- 金和委員

地域では、色々なことが起きるため、システム的に研修があるといいと思います。

また、主な施策の中にあるケースマネジメント体制の構築として、ケースマネジメントができる人を県内にたくさん増やし、その人達が地方にいたということが遠回りのようで早道であり、虐待等を減らしたりするには大事なことだと思いますので、是非何かシステム化していただけないかというのが希望です。

- 岩見委員

こどもまんなか熊本は大変大切なことと思っており、これを推進するためには県民の一番身近である市町村の窓口が大切ではないかと思います。

こども家庭センターが現在33市町村にあり、これを44市町村にするための県の指導について、聞かせていただきたいと思います。

私もある町のこども計画の作成委員になっていますが、そこでは業者が入って計画を作っているという印象を受けました。本当は役場の職員が作るべきだと思っており、真剣に各市町村がこの計画づくりに取り組んでいるのかという印象を持ちましたので、県がどのような姿勢で指導されているのかお尋ねしたいです。市町村の子ども家庭支援体制の構築についても同様です。

また、里親、ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組については、里親委託率を令和11年には46.2%という目標値を設定し、現計画からすると8%を超える目標値が掲げてあります。

これには、施設の小規模化、地域分散化、高機能化、多機能化など、機能転換に向けた取組が非常に大切になってくるのではないかと思います、県の考えを聞かせてください。

また、令和5年は20%であり、46.2%を目標にするということは、施設にいるこどもがそれだけ少なくなることが考えられますが、施設は経営が成り立つのかどうか、地域の専門性を生かした地域の子育て支援機関としての対応ということが書いてありますが、具体的にはどのような対応を県として求めているのか、お聞かせいただきたいと思います。

● 子ども未来課

市町村の取組の促進について、今年度こども計画を作成するという市町村が多くあります。作成にあたっては、国のこども大綱と、県で策定中のこども計画を勘案した上で作成することとされています。

県のこども計画を策定する過程で、市町村連携会議では、各市町村のこども計画を作成する担当者に参加していただき、県の計画作成の意図を伝えたり、逆に市町村から意見をいただいたりしています。

そのようなことを随時行いながら、県だけではなく、市町村も一緒に進めていきます。

● 子ども家庭福祉課

こども家庭センター設置の市町村数については、資料（R6.4.1時点）では、熊本市も入れて5区33市町村であり、令和11年度に全市町村でこども家庭センターを作るという計画にしていますが、現時点で37の市町村でこども家庭センターが設置されています。

こども家庭センターは、母子保健から児童養護の分野まで一体的に取り組むということで、市町村に設置の努力義務が法改正で定められましたが、この市町村のこども家庭センターで、問題に早く気づくことが大事だと思っており、市町村の支援をしっかりと行いたいと考えています。

また、里親委託率を増やすことについては、委託できる里親の登録数が増えることも大事ですが、分母となる代替養育が必要となるこどもを増やさないことも必要です。代替養育が必要となる前に、市町村事業により母親のレスパイトを行う等により、代替養育が必要となるこどもができるだけ増えないようにしたいと思っています。

また、施設の小規模化、地域分散化等について、経営も含めてどのように考えているのかという質問については、代替養育が必要なこどもが減ると施設に入所するこどもも減り、更に里親委託率が上がれば施設利用も減るのではないかと懸念だと思いますが、児童養護施設の従来機能に加えて、レスパイトのためのショートステイや夜間に引き受けるトワイライトステイ等の受け皿としての機能を充実して、地域における子育て支援機関として頑張りたいと考えています。

ているため、役割としては少し変わってきますが、しっかり連携していきたいと考えています。

- その他 アニマルフレンズ熊本 保護犬・猫の譲渡及び多頭飼育問題への対応について
- 【事務局 説明】**